

各法人（事業所）の長の皆様へのお願い

認知症介護実践者研修に、毎年、定員を上回ってお申し込みいただいておりますが、受講生本人や事業所の御都合で、研修直前又は研修期間中に受講を辞退される方が数名おられます。

各法人（事業所）の長の皆様におかれましては、組織内の異動等の理由により受講直前や研修期間中に辞退されることがないように、受講希望者をよく選考のうえお申し込みください。また、受講者決定後は、当該受講者が研修に集中できるよう、研修期間中の職務環境に御配慮くださいますようお願いいたします。

平成28年度京都市認知症介護実践研修 実践者研修（第1・2回）研修募集要項

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症の方の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症の方に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 募集回・定員

	開催日程	定員
第1回	平成28年 5月26日～平成28年 7月12日	各回60名
第2回	平成28年 7月14日～平成28年 9月 6日	

3 研修内容

別紙「認知症介護実践者研修日程表」参照

※第3・4回目の実践者研修は、第1・2回目とは研修期間及び内容を変更して実施します。

4 受講資格

次の全てに該当する者としてします。

(1) 対象者

- 京都市内の介護保険施設・事業所等で認知症介護に携わる介護職員であること。
- 認知症の知識に関して、一定の知識（介護福祉士と同程度の知識）、技術を習得し、かつ介護現場経験が2年以上ある者。

※ 旧認知症介護実務者研修（基礎課程）の修了生は、本研修を修了したものとみなされるため受講対象となりません。また、研修受講中に離職、又は京都市外の施設へ職場が異動になった場合も修了できません。御注意ください。

(2) すべての講義・演習・職場実習に出席することができる者

※ 理由の如何に関わらず、主催者側の都合によらない欠席、遅刻及び途中退席は認めません。

(3) 経費

研修の受講に当たり、次の経費を負担することができる者

ア 受講料

9,000円

なお、下記テキストの購入を希望する者は、別途負担が必要です。

- 第2版 新しい認知症介護 実践者編 2,376円
- 改訂 センター方式の使い方・活かし方 3,672円
- センター方式 ーシートパッカー 500円

イ 受講に当たり必要となる食費・交通費など一切の経費

【研修会場】

講義・演習「ひと・まち交流館 京都」会議室（下京区河原町通五条下る東側）

電 話：（０７５）３５４－８８２２

アクセス：京都市バス４系統，１７系統，２０５系統「河原町正面」下車 すぐ

京阪電車「清水五条」下車①番出口より徒歩約８分

市営地下鉄烏丸線「五条」下車⑤番出口より徒歩約１０分

実習 所属施設・事業所

5 申込方法

(1) 申込書類

下記書類に必要事項を記入のうえ、郵送もしくは御持参ください。 **FAXでの申込みは受け付けません。**

- 実践者研修申込書
- 受講申込レポート（受講申込者用 １枚）
- 受講申込レポート（所属長・施設長等用 １枚）*受講申込者ひとりにつき１枚を提出

(2) 申込先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当：堀尾

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電 話（075）251-1106

(3) 受付期間

第1回，第2回分とも

平成28年3月29日（火）～平成28年4月18日（月）17時半 必着

6 受講者の決定

上記4の受講資格を有する者が定員を上回って受講を希望する場合，応募書類等を選考の上，平成28年4月28日（木）までに受講の可否について文書により通知します。

なお，認知症介護実践研修につきましては，認知症介護指導者自身には本務の傍ら研修の講師等に従事していただいていること，また，当該指導者が所属する法人（事業所）には，当該指導者が研修等に従事できる職務環境についての御配慮いただいていることで実施することが可能となっております。

したがって，受講者の選考に当たっては，認知症介護指導者が所属する法人（事業所）に対して，他法人等より選考を優先する場合があります。（具体的な選考基準や選考結果等の問い合わせには一切応じません。）

7 研修目標と修了要件

(1) 研修目標

ア 認知症の人の立場に立ち，「認知症という病気をかかえて生きる」気持ちを理解しようとし，その上で認知症の人のその人らしい暮らしを実現するために必要な知識や技術（医学，介護，環境，家族の思い，権利擁護，ケアマネジメント，リスクマネジメント等）につ

いて学びます。

イ 演習・職場実習発表をとおして、自分の意見や他者の意見を積極的に交換し、気づき、学びの理解を深めます。

ウ 受講生自身の認知症介護の理念について考え、表現します。

エ 講義・演習で学んだ知識や技術をもとに、一人の認知症の方の言動・行動の背景を知り、その人の立場に立って、思いや願いを考えケアに繋がめます。

(2) 修了要件

ア すべての講義・演習・職場実習に出席すること

(理由の如何に関わらず、主催者側の都合によらない欠席、遅刻及び途中退席は認めません。)

イ 講義・演習等をとおして、受講生自身の気づきや学びをまとめた講義記録等のレポートや課題を期日内にすべて提出していること。

ウ 職場実習発表において、認知症の人を主語に、認知症の人の思いや願いを言語化し表現することができること。また、自他の発表の中で、自分が感じたことや考えたことを他の受講生や講師等に伝え、意見交換ができること。

※受講期間中に、研修受講者としてふさわしくない態度・行動があると認められる場合は、受講の取消しや修了を認めない場合があります。

8 修了証書

全日程を受講し、修了要件を満たされた方に、京都市長から修了証書を交付します。

9 留意点

(1) 申込について

ア 申込書の受理

申込は法人毎に行ってください。郵送又は持参にかかわらず、書類受取時に申込書類の確認は行いませんので、必ず記入漏れや書類の不足等がないようお願いいたします。提出書類に不備・不足があった場合は、申込みを受け付けたことにはなりませんので御注意ください。

イ 受講が義務付けられている研修等についての申込書への記載

認知症介護実践者研修は、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられています。また、**認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受講する予定のある方は、実践者研修の修了が必要となりますので、実践者研修申込書に明記してください。**

(2) 受講にあたって

ア 受講決定者の辞退について

受講できない状況になった場合は、速やかに京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）まで連絡してください。

イ 認知症介護実践者研修の職場実習及び同意書取得について

職場実習は、受講生が所属されている職場で取り組みます。職場でかかわりのある認知症の方をひとり選んでいただき、本人やその家族から職場実習のための同意書を取得いただいたうえで、上司や職場関係者の協力のもと、受講生が職場実習に取り組むものです。そのため、申込の際には、**①認知症と診断されている方を選定し、②同意書の取得（研修初日の前**

日までに。同意書がない場合は受講不可)が可能か、③一定期間の実習が可能か御検証のうえ、お申し込みください。

(同意書の様式等は、後日長寿すこやかセンターのホームページに掲載します。)

③の職場実習については、通常業務と並行して取り組んでいただいで結構です。

ウ 課題レポート等の提出物について

次の提出物については、必ず指定する期限内に提出してください。期限内に提出がない場合は、その時点で受講の取消し又は修了を認めない場合があります。また、受講取消又は研修未修了者が、次年度以降に再度申し込みされた場合、選考から除外する場合があります。

- ① 受講決定後の課題レポート
- ② 講義記録や課題等
- ③ 研修終了後の事後レポート

10 問い合わせ先

(1) 受講者募集に関すること

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当 堀尾 まで

住 所：〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電 話：(075) 251-1106

(2) 研修の内容・受講に関すること

京都市長寿すこやかセンター (社会福祉研修・介護実習普及センター)

研修担当 田中、横田 まで

住 所：〒600-8127

京都市下京区河原町通五条下る東側「ひと・まち交流館 京都」4階

電 話：(075) 354-8822